

最高裁判所長官祝辞

〔 令和五・十・六
第七十一回全国調停委員大会 〕

第七十一回全国調停委員大会の開催に当たり、お祝いの言葉を申し上げます。

大正十一年に発足した調停制度は、その時々々の社会の要請や利用者のニーズに応えて発展を遂げ、昨年十月、発足から百周年を迎えました。これと時を同じくして、昭和二十七年の創立以来、調停制度と共に歩み、その発展に大きく寄与してこられた日本調停協会連合会も、創立七十周年の節目を迎えられました。これまで調停制度が広く国民に受け入れられてきたのは、制度の本質を生かし、当事者にとつてより良い調停運営と調停制度の発展のため献身的な努力を続けてこられた調停委員及び関係者の皆様の熱意のたまものには、かなりません。関係する皆様の御尽力に対し、心から感謝と敬意を表します。

また、昨年の大会以降、調停委員として永年にわたり御功績を挙げられた多数の方々に対し、藍綬褒章が授与されました。調停制度の運営と発展に多大な貢献をしてこられた受章者の皆様に、深く謝意を表すとともに、心からお祝いを申し上げます。

近年、国民の価値観の多様化や法的意識の高まりに伴い、調停利用者の意識は大きく変化しています。社会のデジタル化の進展に対応して、調停手続においても、家事調停でのウェブ会議の運用を拡大しており、六月には、調停手続のデジタル化などを内容とする改正法が成立しました。裁判所としても、デジタル化による利便性の向上を生かしつつ、調停制度の本質を踏まえた納得性の高い紛争解決を実現するため、皆様とともに、調停運営の更なる改善に一層力を尽くしてゆく所存です。調停委員の皆様方におかれましても、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。終わりに、日本調停協会連合会と関係の皆様のみならずの御発展を祈念して、祝辞といたします。

令和五年十月六日

最高裁判所長官

戸 倉 三 郎